

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局道路部道路維持課】 2

◇ 告 示

- 指定代理納付者の指定【企画調整局地方創生推進室】 3
- 収納事務の委託【企画調整局地方創生推進室】 4
- 指定障害福祉サービス事業、指定地域相談支援事業及び指定計画相談支援事業並びに指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【広報室広聴課】 1 3
- 一般競争入札による保留地の売払い【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 1 6

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】 2 1

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 1 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年北九州市条例第 5 9 号）中別表第 6 の改正規定（

「

〃	〃	北鷹見町 1 2 番
---	---	------------

」を

「

〃	〃	南鷹見町 1 3 番
---	---	------------

」に

改める部分に限る。）の施行期日は、令和元年 9 月 7 日とする。

北九州市告示第171号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ＳＢペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号	令和元年9月1日から令和2年3月31日まで

北九州市告示第 172 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、寄附金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号	令和元年 9 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項、第51条の25第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定地域相談支援事業及び指定計画相談支援事業並びに指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号、第51条の30第1項第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第21条の5の25第2号及び第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
いきいきサポート 戸畑 北九州市戸畑区中 本町8番20号	株式会社アクティブ・エイジ 福岡県太宰府市石坂一丁目21番3号 代表取締役 篠原明美	特定無し	4016400337
ヘルパーステーションはらだ 北九州市八幡西区 町上津役西一丁目 11番20号	有限会社翔貴 北九州市八幡西区鉄竜一丁目1番49-901号 代表取締役 原田浩二	特定無し	4016700322
ケアサポートひかり 北九州市小倉南区 横代99番地1	株式会社にちりん 北九州市小倉南区沼本町四丁目5番1号 代表取締役 中山貴広	特定無し	4017701600

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

いきいきサポート 戸畑 北九州市戸畑区中 本町8番20号	株式会社アクティブ・エ イジ 福岡県太宰府市石坂一丁 目21番3号 代表取締役 篠原明美	特定無し	4016400337
ヘルパーステーシ ョンはらだ 北九州市八幡西区 町上津役西一丁目 11番20号	有限会社翔貴 北九州市八幡西区鉄竜一 丁目1番49-901号 代表取締役 原田浩二	特定無し	4016700322
ケアサポートひか り 北九州市小倉南区 横代99番地1	株式会社にちりん 北九州市小倉南区沼本町 四丁目5番1号 代表取締役 中山貴広	特定無し	4017701600

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援（一般型））

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
源喜 北九州市小倉北区 片野三丁目14番 1号	特定非営利活動法人ドッ グセラピージャパン 北九州市小倉北区片野三 丁目14番1号 理事長 野田久仁子	身体障害 者（聴覚 ・言語障 害、内部 障害）、 知的障害 者、精神 障害者、 難病等対 象者	4017801095

(4) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

相談支援事業所 リーフ 北九州市小倉北区 赤坂三丁目5番1 号	社会福祉法人あきの会 北九州市小倉北区赤坂三 丁目5番1号 理事長 中村佳奈	特定無し	4037800176
---	---	------	------------

(5) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所 リーフ 北九州市小倉北区 赤坂三丁目5番1 号	社会福祉法人あきの会 北九州市小倉北区赤坂三 丁目5番1号 理事長 中村佳奈	特定無し	4037800176

(6) 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所 リーフ 北九州市小倉北区 赤坂三丁目5番1 号	社会福祉法人あきの会 北九州市小倉北区赤坂三 丁目5番1号 理事長 中村佳奈	特定無し	4037800176

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
ポレポレキッズ 北九州市小倉南区 志井六丁目2番7 号	株式会社楽々サービス 北九州市小倉南区志井六 丁目2番5号 代表取締役 岩井 茂	重症心身 障害児以 外	4057703177

(8) 指定障害児相談支援事業者（指定障害児相談支援）

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号

名称及び所在地	の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	たる対象 者	
相談支援事業所 リーフ 北九州市小倉北区 赤坂三丁目5番1 号	社会福祉法人あきの会 北九州市小倉北区赤坂三 丁目5番1号 理事長 中村佳奈	特定無し	4077801654

2 事業廃止年月日
令和元年7月31日

北九州市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（単独型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ショートステイ ひかり 北九州市小倉南区 沼本町四丁目5番 1号	株式会社にちりん 北九州市小倉南区沼本町 四丁目5番1号 代表取締役 中山貴広	身体障害 者、知的 障害者、 障害児	4017701832

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（併設型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ミタスホーム 北九州市戸畑区中 本町8番20号	ミタス株式会社 北九州市戸畑区中本町8 番20号 代表取締役 佐々木元彦	特定無し	4016400501

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

生活介護和みの家 悠悠 北九州市戸畑区沢見一丁目4番34号	合同会社悠悠 北九州市戸畑区沢見一丁目4番34号 代表社員 安藤征子	身体障害者	4016400493
-------------------------------------	--	-------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
B e M i n e 北九州市門司区田野浦三丁目9番36号	一般社団法人スキルアップセンター 福岡市西区姪浜四丁目22番30号 代表理事 島野廣紀	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017600687

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
源喜 北九州市小倉北区片野三丁目14番1号	特定非営利活動法人ドッグセラピージャパン 北九州市小倉北区片野三丁目14番1号 理事長 野田久仁子	身体障害者（聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017801095

フィールド企救丘 北九州市小倉南区 企救丘三丁目17 番2号	株式会社フィールド 北九州市小倉南区長尾六 丁目7番5号 代表取締役 中村純子	特定無し	4017701840
---	--	------	------------

(6) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
ミタスホーム 北九州市戸畑区中 本町8番20号	ミタス株式会社 北九州市戸畑区中本町8 番20号 代表取締役 佐々木元彦	特定無し	4026400038

(7) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
p o n Y o u 北九州市八幡東区 中央一丁目1番5 号	株式会社T A M A I 北九州市八幡東区中央一 丁目1番5号 代表取締役 玉井康二	特定無し	4036600064

(8) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
はんずあっぷ 北九州市八幡西区 北筑二丁目16番 20号	一般社団法人T E T O T E 福岡市中央区今泉一丁目 2番8号 代表理事 宮原裕司	重症心身 障害児以 外	4056715339

(9) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

p o n Y o u 北九州市八幡東区 中央一丁目1番5 号	株式会社T A M A I 北九州市八幡東区中央一 丁目1番5号 代表取締役 玉井康二	特定無し	4076600099
--	--	------	------------

2 指定年月日
令和元年8月1日

北九州市公告第 3 1 4 号

一般競争入札により、北九州市総合コールセンター運營業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 調達契約の名称及び数量

北九州市総合コールセンター運營業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 4 月 3 0 日まで（契約締結の日から令和元年 1 2 月 3 1 日までは準備期間とし、契約金額の支払いは令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 0 日までの 5 2 箇月とする。）

(4) 設置又は使用場所 北九州市長の指示する場所

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は 2 回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること

。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格者名簿に記載されていること。

(3) この公告の日前に、当該競争入札に付する契約に係る業務契約に係る業務と同等の業務を受託し、実績を有している者。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市広報室広聴課

イ 日時 この公告の日から令和元年 10 月 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所庁舎地下 2 階第 5 入札室

イ 日時 令和元年 9 月 17 日午後 2 時

(4) 競争参加の申出書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年 9 月 20 日までに競争参加の申出書を北九州市広報室広聴課に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所庁舎地下 2 階第 5 入札室

イ 日時 令和元年 10 月 4 日午後 2 時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市広報室広聴課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2525

北九州市公告第315号

保留地を一般競争入札により売り払うので、北九州市土地区画整理事業保留地処分規則（平成6年北九州市規則第14号）第13条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 土地の所在 北九州市若松区塩屋二丁目23番109から115まで
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 1, 893.06平方メートル
- (4) 予定価格 105, 425, 073円

2 入札参加申込書等の配布場所等

- (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課
電話 093-582-2469
- (2) 期間 この公告の日から令和元年10月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札参加申込書の受付場所等

- (1) 場所 前項第1号の場所と同じ。
- (2) 期間 令和元年10月7日から同月11日までの毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 方法 申込書の提出は持参によるものとし、来庁日時についてはあらかじめ北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課に電話で連絡すること。

4 入札及び開札の場所等

- (1) 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階 第2入札室
- (2) 入札日時 令和元年12月10日 午前10時
- (3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

5 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1

項各号のいずれかに該当する者

(2) 北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定により市長が一般競争入札に参加させないものとする者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下法という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか次に掲げる者

ア 第1項の物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(4) 第3号に掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 北九州市（以下「市」という。）が行う市有地売払に関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者

オ 落札者及び当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）及び先着順買受申請者で契約の締結及び代金の納入に至らなかった者

(6) 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

- (7) 市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属している者、これらの者と取引のある者及びこれらの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

6 土地利用の条件

- (1) 購入した保留地に自ら低層戸建専用住宅を建設し、エンドユーザーに分譲すること。ただし、前項第3号及び第8号に該当する者に分譲することはできない。
- (2) 前号の規定にかかわらず購入した保留地を建築条件付きでエンドユーザーに分譲することもできる。ただし、一定期間内（3箇月を目安とする。）に分譲するエンドユーザーと建築物請負契約を締結しない場合には当該土地売買契約が当然解除される旨の特約を付すこと。
- (3) まちづくりガイドライン「彩りのまち、響きのくらしの作法（まちづくりガイドライン）」を遵守すること。
- (4) 北九州市都市景観アドバイザー制度を活用し、隣接する公園その他の周辺環境、自然との調和等に配慮した統一感のある良好な景観を創出すること。

7 入札保証金の納付、返還及び充当

(1) 納付

入札参加者は、申込みの際、入札保証金として10万円を市に納付しなければならない。

(2) 返還

ア 入札保証金は、次の（ア）及び（イ）に掲げる入札参加者の区分に応じ、当該（ア）及び（イ）の定めるところにより返還する。

（ア） 落札者以外の競争入札参加者

競争入札の執行の日から2週間以内に返還する。

（イ） 落札者

契約を締結したときに返還する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、返還しない。

イ アの規定にかかわらず競争入札の中止、延期又は取消をしたときは、その決定後2週間以内に返還する。

(3) 充当

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

8 契約の締結

落札者は、一般競争入札落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、市と保留地売買契約を締結しなければならない。

9 契約保証金の納付、返還及び充当

(1) 納付

落札者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

(2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後に返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、返還しない。

(3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格がない者が入札したとき。
- (2) 入札保証金を納入しないとき、又はその額が不足するとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき、入札首標金額を訂正したとき又は記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一入札物件について同時に2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理入札で委任状を提出しないとき、又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (7) その他入札に際し不正の行為があったとき。

11 入札の中止等

- (1) 特別の事情がある場合は、競争入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。
- (2) 前号の場合において、入札者及び競争入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は、補償の責を負わない。

12 先着順売払いについて

- (1) 売払い物件について入札者がいないとき、落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約により売り払う。
- (2) 売払い物件について入札者がいないときは、令和元年11月18日午前10時から先着順に申請を受け付ける。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、申込みは、無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他一般競争入札実施要領等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、一般競争入札実施要領等による。

(4) この公告に係る保留地の売払いを担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2469

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金及び北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年9月6日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
弁護士法人館野法律事務所	東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号	令和元年8月23日から令和2年3月31日まで